

柳川市競争入札参加者資格審査について（柳川市外・工事関係）

柳川市が発注する建設工事請負について、競争入札に参加を希望する方は、次の **1 受付期間** から **12 提出書類** の要領により競争入札参加資格申請書を提出してください。

提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

記

1 受付期間

平成30年6月1日(金) から 平成30年6月29日(金) まで

※ ただし、市の休日を除く。

2 受付時間

午前の部 9時00分 から 12時00分 まで

午後の部 1時30分 から 4時30分 まで

3 提出書類

1式

※ 詳細は、8ページを参照。

※ 水道課の指名願も一括して受付するので、水道課への別途提出は必要ない。

※ 「測量及び建設コンサルタント等」と併せて申請は出来ない。

4 受付場所

柳川市役所 柳川庁舎 3階 第2会議室

※ 提出方法は、持参のみとする。

5 資格の有効期間

平成30年9月1日 から 平成31年8月31日 までの1年間

6 申請できる建設工事数

申請できる建設工事の数は、建設業法第3条第2項の規定による別表第1に掲げる建設工事の種類（29種類）のうち、2種類の建設工事を限度とする。

※ 解体工事を希望する者は、解体工事で申請すること。

7 問い合わせ先

柳川市役所 総務課 契約検査係

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

電話番号 0944-77-8415（直通）

FAX番号 0944-74-1374

8 申請者の資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4*¹第1項の規定に該当する者。
- ② 建設業法第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者。
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税を完納していない者。
- ⑤ 建設工事については、次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 上記各号に掲げるもののほか、競争入札に参加しようとする個人又は法人が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、競争入札に参加することができない。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 当該個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）が暴力団員となっているとき。
- ③ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
- ⑤ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- ⑦ 当該個人又は法人の役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- ⑧ 当該個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(参考)

＊ 1 地方自治法施行令第 167 条の 4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◇ 柳川市では、柳川市政治倫理条例が制定されていますので、同条例の趣旨をご理解いただき、同条例に違反することがないように注意してください。

なお、同条例の遵守を担保するため、同条例に抵触していない旨を誓約する誓約書兼同意書の提出を求めています。

柳川市政治倫理条例（平成 19 年柳川市条例第 29 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政発展に寄与することを目的とする。

（市の工事等に関する遵守事項）

- 第 16 条 市長等及び議員の配偶者並びに 2 親等以内又は同居の親族（以下この条において「配偶者等」という。）は、法*2 第 9 2 条の 2、第 1 4 2 条、第 1 6 6 条及び第 1 8 0 条の 5 の規定の趣旨を尊重し、市及び法*2 第 2 2 1 条第 3 項に規定する法人との請負契約を辞退して、市民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。
- 2 配偶者等の一般物品納入契約については、前項の規定を準用する。
- 3 配偶者等が無限責任社員、取締役若しくはこれらに準すべき者となっている会社その他の法人の請負契約及び一般物品納入契約については、前 2 項の規定を準用する。

（注）＊ 2・・・地方自治法

9 提出書類の記入要領

【用語】

(ア) 委任とは

本申請書要領及び申請書中の委任または年間委任とは、入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を、本店代表者（社長等）から代理人（支店長、営業所長等）に委ねることをいう。

(イ) 技術者とは

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されているもの（法人の場合においては常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

【各様式】

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は印鑑登録したもの（以下「実印」という。）を使用すること。法人の場合は会社の実印、個人の場合は事業主の実印とする。

登記簿上の本店の所在地と建設業の許可を受けた所在地が異なる場合は、建設業の許可を受けた所在地を記入すること。

(2) 工事経歴書（様式第2号）

- ① 申請する建設工事について、業種ごとに作成すること。
- ② 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに完成した工事を記入すること。ただし、任意様式で作成している場合には、上記期間にかかるもので工事経歴書（様式第2号）の記載事項を全て網羅していれば可とする。その場合、工事経歴書（様式第2号）に「別紙のとおり」と記載し、その下に任意様式で作成した書類を添付すること。

(3) 建設業許可証明書

- ① 平成30年6月1日現在有効な許可についての証明書を提出すること。
- ② 許可証明書は、平成30年4月1日以降に発行された建設業法第3条第1項の規定による証明書とする。ただし、許可の通知日が平成30年4月1日以降のものであれば、許可通知書でも可とする。
- ③ 許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること。

(4) 営業所調書（様式第3号）

任意様式でも可。

(5) 技術者経歴書（様式第4号）

- ① 申請する建設工事ごとに、自社で雇用している技術者について記入すること。支店等に委任する場合は、委任先における技術者経歴書のみの提出でも可とする。
- ② 異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、業種ごとに別々に記載すること。
- ③ 監理技術者の資格を持つ者は、法令による免許等とは別に、様式中の監理技術者資格欄の「監理」を○で囲むこと。
- ④ 任意様式でも可。その場合は、技術者経歴書（様式第4号）の記載事項を全て網羅していること。また、技術者経歴書（様式第4号）に「別紙のとおり」と記載し、その下に任意様式による経歴書を添付すること。

(6) 使用印鑑届（様式第7号）

- ① **2部提出することとし、1部のみ綴り込むこと。**
- ② 使用印鑑届の**申請者は本社の代表者**とし、**押印する印鑑は実印**を使用すること。法人の場合は会社の実印、個人の場合は事業主の実印とし、実印欄にも押印すること。
- ③ 使用印欄には、入札、契約等に実際に使用する印鑑を押印すること。
- ④ 代理人を置いた場合（支店長等に年間委任する場合）の使用印は、委任状の受任者印と同一であること。

(7) 印鑑証明書

- ① **平成30年4月1日以降に発行**されたものであること。
- ② 印鑑証明書は写しでも可とするが、印影が明確に判読できるもの、拡大・縮小コピーをしていないものに限る。その場合もA4版にて提出すること。

(8) 年間委任状

- ① 入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長、営業所長、出張所長等）に委任する場合は、委任状を提出すること。
- ② 委任状は任意様式とするが委任条項に留意すること。

(9) 納税証明書「未納の税額（滞納）がないことの証明」 ※平成30年4月1日以降の発行に限る。

別表（6ページ）に記載するイからニの中から該当する欄を選び、該当欄に記載している「**未納の税額（滞納）がないことの証明**」を提出すること。

また、都道府県税又は市町村税の「未納の税額（滞納）がないことの証明」について発行未対応とする自治体にあつては、[]内に記載する納税証明書又は非課税証明書を提出すること。ただし、この場合の納税証明書は未納（滞納）となっていないものに限る。

なお、登記上の本店所在地と建設業の許可を受けた所在地が異なる場合については、それぞれの都道府県税、市町村税の「未納の税額（滞納）がないことの証明」を提出すること。

別表

<p>イ 法人が、年間委任をしない申請に必要な「未納の税額(滞納)がないことの証明」</p> <ul style="list-style-type: none">① 本 店の「法人税と消費税及地方消費税」(その3の3)② 本 店の 都道府県税 ※未対応の場合 [法人都道府県民税、法人事業税]③ 本 店の 市町村税 ※未対応の場合 [法人市町村民税、固定資産税]
<p>ロ 法人が、支店等に年間委任する申請に必要な「未納の税額(滞納)がないことの証明」</p> <ul style="list-style-type: none">① 本 店の「法人税と消費税及地方消費税」(その3の3)② 本 店の 都道府県税 ※未対応の場合 [法人都道府県民税、法人事業税]③ 本 店の 市町村税 ※未対応の場合 [法人市町村民税、固定資産税]④ 支店等の 都道府県税 ※未対応の場合 [法人都道府県民税、法人事業税]⑤ 支店等の 市町村税 ※未対応の場合 [法人市町村民税、固定資産税]
<p>ハ 個人が、年間委任をしない申請に必要な「未納の税額(滞納)がないことの証明」</p> <ul style="list-style-type: none">① 個 人の「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」(その3の2)② 個 人の 都道府県税 ※未対応の場合 [都道府県民税、個人事業税]③ 個 人の 市町村税 ※未対応の場合 [市町村民税、固定資産税、国保税(料)]
<p>ニ 個人が、支店等に年間委任する申請に必要な「未納の税額(滞納)がないことの証明」</p> <ul style="list-style-type: none">① 個 人の「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」(その3の2)② 個 人の 都道府県税 ※未対応の場合 [都道府県民税、個人事業税]③ 個 人の 市町村税 ※未対応の場合 [市町村民税、固定資産税、国保税(料)]④ 個人の支店等に係る 都道府県税 ※未対応の場合 [都道府県民税、個人事業税]⑤ 個人の支店等に係る 市町村税 ※未対応の場合 [市町村民税、固定資産税]

(10) 登記簿謄本又は身分証明書 ※平成30年4月1日以降の発行に限る。

法人の場合は登記簿謄本(履歴事項の全部証明書)、個人の場合は本籍地の市区町村で発行する身分証明書を提出すること。

(11) 誓約書兼同意書(様式第8号) ※様式が両面印刷されたものを提出すること。

誓約書兼同意書の内容及び裏面の関係法令を熟読のうえ、記名押印すること。

誓約書兼同意書に記載する代表者氏名は、本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。法人の場合は会社の実印とし、個人の場合は事業主の実印とする。

(12) 経営事項審査結果通知書

結果通知書右上に記載されている通知日が平成30年3月31日までにある最新の総合評定値通知書を添付すること。なお、「その他の審査項目(社会性等)」にある「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の数値等の欄が「無」と

なっている場合、その「無」となっているものに加した証明書類の写しを添付すること。

(13) 業者カード (様式第 9 号) ※ 様式が両面印刷されたものを提出すること。

- ① 指定様式に黒インクで明瞭に記載し、他の書類と一緒に綴らず、別に提出すること。
- ② (12)の経営事項審査結果通知書から必要事項を転記すること。
- ③ 完成工事实績は、本年3月31日までの5ヶ年以内に完成した九州地域の官公庁発注工事を優先して記入すること。
- ④ 業者カードは業者選定の資料として用いるため、柳川市において受注を希望する工事の形態及び金額等を十分考慮の上記入すること。

(14) 資格審査結果通知書 (様式第 10 号)

商号又は名称、申請する建設工事の種類、許可の区分、許可の種類及び許可番号を記入すること。また、日付は空欄とすること。

10 資格審査申請後に変更が生じた場合

入札参加資格申請書提出後に申請書の事項に変更が生じたときは、変更届を提出すること。様式は、国土交通省様式等とし、変更内容を証明する書類の写しを添付すること。

変更届出事項	添付書類
1 住所	① 法人の住所、商号又は名称及び代表者名の変更の場合 ⇒商業登記簿の謄本の写し
2 商号又は名称	
3 電話番号等	② 個人の住所及び氏名の変更の場合 ⇒住所の場合、住民票の写し 氏名の場合、戸籍謄本の写し
4 代表者の氏名	
5 許可の状況	③ 許可の状況の場合 ⇒許可証明書の写し
6 支店等の名称	
7 支店等の所在地	
8 支店等の電話番号等	

11 その他

- ① 「建設工事」と「測量及び建設コンサルタント等」の両方の申請はできない。
- ② 資格審査結果通知書は、9月初旬に発送の予定。

12 提出書類 (記入に際しては、4ページ **9 提出書類の記入要領** を参照下さい。)

- (1) 綴じ順を厳守し、ホッチキス止め又は綴じ紐等にて提出すること (ファイル綴じ不要)。
- (2) 業者カード等の綴じ込まないものは、ダブルクリップ等を用いて提出すること。
- (3) **内容を説明できる者が持参すること。郵送による申請は受け付けない。**
- (4) 記載事項に虚偽の申請があった場合、資格を取り消す。
- (5) 資格審査結果通知書は、9月初旬に発送の予定。

綴じ順	提出書類	複写	指定様式等
1	建設工事入札参加資格審査申請書	×	様式第1号
2	工事経歴書	○	様式第2号
3	建設業許可証明書	○	※平成30年4月1日以降に発行されたもの
4	営業所調書	○	様式第3号
5	技術者経歴書	○	様式第4号
6	使用印鑑届	×	様式第7号 ※2部提出のうち1部を綴じる。
7	印鑑証明書	○	※平成30年4月1日以降に発行されたもの
8	年間委任状	×	支店等に年間委任する場合で、委任期間は入札参加資格の有効期間 (様式は任意とするが委任条項に留意のこと)
9	納税証明書「未納の税額 (滞納) がないことの証明」	○	別表 (6ページ) のとおり ※平成30年4月1日以降発行のもの
10	登記簿謄本又は身分証明書	○	法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は身分証明書 ※平成30年4月1日以降に発行されたもの
11	誓約書兼同意書	×	様式第8号
綴じ込まないもの	使用印鑑届	×	様式第7号 ※2部提出のうち残り1部。
	経営事項審査結果通知書	○	結果通知日が平成30年3月31日までにある最新の総合評定値通知書の写し 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入が無である場合は、その加入証明書類の写し
	業者カード	○	様式第9号
	資格審査結果通知書	○	様式第10号
	返信用封筒		長形3号封筒に、結果通知書の送付先を記入し、82円の返信用切手を貼付すること。また封筒の、のりしろには両面式テープを貼ること。

※ ○は可とするもの。×は不可とするもの。